

知るか
存す
ごで

児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚・死亡・遺棄などの理由で父親と生計をともにしていない児童の、健全な成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

にある児童

○父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童

○母が婚姻せずに生まれた児童

○父母ともに不明の児童

■受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■受給資格者

日本国内に住所があり、次の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳（年度中）、または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある方）を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母または養育者。

※各種公的年金、遺族補償との併給はできません。

※受給資格者本人・同一住所地の扶養義務者（住民票を世帯分離している場合も含む）の所得が、所得制限以上になると受給できません。

（支給要件）

○父母が婚姻を解消した児童

○父が死亡、または父が生死不明の児童

○父が法で定める障がいの状態

○父から1年以上遺棄されているか、父が1年以上拘禁されている児童

○母が婚姻せずに生まれた児童

○父母ともに不明の児童

■手当の支給

○支給額

〈支給対象児童1人の場合〉

・全部支給

↓月額4万1720円

・一部支給（所得により変動）

↓月額4万1710円

9850円

〈支給対象児童2人以上の場合〉

全部または一部支給それぞれの額に、第2子には5000円、第3子以降は1人につき3000円が加算されます。

○支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・12月）に分けて支給されます。

■現況届の提出（毎年8月）

その年の8月分から翌年7月分までの手当を受ける資格を確認するために、「現況届」の提出

が必要です。

提出がないと、8月以降の手当が受けられません。また、2年間提出がないと受給資格を失います。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護している父または母、もしくは養育者が受けられる手当です。

※受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

■対象となる障がいの程度

●特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級（内部的疾患含む）程度

・療育手帳の判定がAまたはA程度の知的障がい、もしくは同程度の精神障がい

●特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当

・療育手帳の判定がB程度の知的障がい、または同程度の精神障がい、または同程度の知的障がい、または同程度の精神障がい

■長期受給していると手当が減額

支給要件に該当してから7年経過、または支給開始後5年経過した場合、受給者やその子どもなどに就業が極めて困難な事情がないにもかかわらず、自立に向けた活動（就労等）が見られない場合は、支給額の2分の1が停止されます。（対象者には別途通知します。）

■手当の支給

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され障がいの程度によつて対象児童1人につき、次のように決まります。

●支給額

・手当1級（重度障がい）

↓月額5万750円

・手当2級（中度障がい）

↓月額3万3800円

●支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・11月）に分けて支給されます。

■所得状況届

「所得状況届」は、毎年8月11日から9月10日までの間に受給資格者の世帯全員の所得状況を確認し、所得制限に該当するかどうかを判定するためのものです。

です。

受給を継続するために、所得状況届を必ず提出してください。

※支給停止や、所得が限度額以上であっても届出は必要です。

■障がい状況届

手当が有期認定となった受給者の方は、障がい有期限前に障がいの再判定をしていただき障がい状況の更新をする必要があります。

■認定請求手続き

児童福祉課に用意してある「認定請求書」を提出してください。

なお、請求書のほかに、支給要件事由により個別に添付書類が必要です。

◆所得制限◆

請求者本人や配偶者、同居の親族の方の所得が、基準の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年7月までの手当を受給できません。

なお、適用される所得の年度は次のとおりです。

請求時期1月～6月

↓前々年分の所得

請求時期7月～12月

↓前年分の所得

各手当に共通する事項